

宇佐市低入札価格調査実施要領

令和元年7月1日

契管第07010002号

(趣旨)

第1条 この要領は、宇佐市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の手續に関し必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 総合評価落札方式により競争入札に付する建設工事
- (2) 設計金額が3億円を超える建設工事

2 前項の規定にかかわらず、解体工事のほか市長が特に必要がないと認める建設工事については、適用除外とする。

(低入札価格調査委員会)

第3条 低入札価格調査は、次条に定める基準価格を下回る者が落札候補者となった場合の入札について調査を実施し、その結果に基づき、別に定める宇佐市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）において、当該入札の有効又は無効を決定するものである。

(低入札価格調査基準価格)

第4条 契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次に掲げる方法で得た額により低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を決定し、低入札価格調査基準価格調書にその金額を、基準割合欄に基準価格算出の基礎となった割合（基準割合）を記載するものとする。

(1) 次に掲げる額の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。）を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、当該割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2を、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5を予定価格に乘じて得た額とする。

ア 直接工事費（共通仮設費積上分を含む。）の額に10分の9.7を乘じて得た額

イ 共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）の額に10分の9を乘じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乘じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乘じて得た額

それぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 前号の規定にかかわらず、宇佐市建設工事等指名委員会が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で当該委員会が定める割合

を乗じて得た額とすることができる。

(失格基準)

第5条 設計金額における各経費の額にそれぞれ次の割合を乗じて得た額を合算した額を失格基準基本価格（1円未満の額は切り捨てる。）

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上げ分を含む。
その他経費	70%	共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）、現場管理費及び一般管理費等の合計額

2 前項の失格基準基本価格に契約担当者が 1.00001 から 1.00035 の範囲内で無作為に生成した係数（ランダム係数）を乗じた額を比較価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

3 前項の比較価格に 100 分の 110 を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる（以下「失格基準価格」という。））を下回る入札は失格とする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が対象工事であることを入札公告又は指名通知書に記載するとともに、次に掲げる事項（第2号及び第4号については、失格基準を定めている場合に限る。）について入札参加者に周知するものとする。

(1) 第4条に定める基準価格を定めていること。

(2) 前条に定める失格基準を定めていること。

(3) 基準価格を下回る入札（失格基準を下回る入札を除く。以下同じ。）が行われた場合は、落札者の決定を保留して低入札価格調査を実施し、最低の価格の入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合にあっては評価値の最も高い者）以外の者を落札者とする場合があること。

(4) 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札は失格とすること。

(5) 基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第7条 基準価格を下回る入札者が落札候補者となった場合には、入札執行者は落札者の決定を保留して開札を終了し、入札参加者に入札結果を通知の上、低入札価格調査を実施するものとする。

2 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札を失格とする。

(調査の実施)

第8条 契約担当者は、前条第1項により落札者の決定を保留したときは、当該入札価格によって、対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査実施班（行財政経営課検査係総括、同係員、契約係総括、同係員、設計担当課係総括及び同係員をもって組織）に調査を行わせなければならない。

2 前項の調査は、別表1に掲げる事項について当該入札者から資料の徴取及び事情聴取を行

い経営内容、経営状況、信用状況を必要に応じて関係機関等への照会を行うものとする。

3 調査実施班は、前項の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無についての意見を付した低入札価格調査結果報告書（以下「調査結果調書」という。）を作成し、委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、調査実施班より提出された調査結果調書に基づき、契約の内容に適合した履行の可否について審議を行う。

（契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続）

第9条 委員会は、前条の調査の結果、当該入札額によって契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その旨を契約担当者に報告する。

2 契約担当者は、前項の報告を受けたときは、当該入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の手続）

第10条 委員会は、第8条の調査の結果、当該入札額では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その旨を契約担当者に報告する。

2 契約担当者は、前項の報告を受けたときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち評価値の最も高い者）を落札者とする。ただし、当該入札金額が基準価格を下回っている場合は、当該入札者を落札候補者とし、第8条の例により調査及び審議を行うものとする（以降、同様の例が生じた場合にあっては、この項の規定を準用するものとする。）。

3 前項の規定により落札者が決定した場合は、前条第2項の例によって通知する。ただし、調査によって落札者とされなかった入札者を除く。

4 第1項の報告及び第2項ただし書きの審議によって落札者とされなかった入札者に対し、契約担当者は、落札者としめない旨及びその理由を通知するものとする。

（入札結果及び調査結果の公表）

第11条 入札結果の公表に当たっては、低入札価格調査を実施した場合は入札結果一覧表に次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 低入札価格調査の対象となった場合

（2） 基準価格を下回る入札価格（失格基準を下回る入札価格を除く。）であった場合

（3） 失格基準を下回る入札価格により失格となった場合

2 低入札価格調査の結果については、落札者決定後、公表するものとする。

（監督体制の強化等）

第12条 低入札価格調査基準価格を下回る額で契約を締結した場合は、適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

（1） 必要に応じて施工体制台帳の内容について事情聴取を行うこと。

（2） 工事の監督及び検査業務を強化すること。

（追跡調査）

第13条 低入札価格調査基準価格を下回る額で契約を締結した場合は、工事完了後、次の各号に定める事項について、追跡調査を実施することができるものとする。

- (1) 工事完了後における工事費の内訳
- (2) 施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。
- (3) 下請報告書の提出があった場合は、必要に応じ下請契約関係について事情聴取を行う。
- (4) 契約締結の日から工事目的物引渡後一年を経過するまでの間、必要に応じ、第8条の2項の別表1に掲げる事項について、提出された資料及び事情聴取における説明（下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。以下「第8条の調査の説明等」という。）に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、第8条の調査の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別添（第6条関係）

低入札価格調査制度について

●この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

宇佐市低入札価格調査実施要領（令和元年7月契管第07010002号）に基づいて行います。

- （1）あらかじめ、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び失格基準を定めて入札を行います。
- （2）基準価格を下回る入札が行われた場合、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- （3）調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

●入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意願います。

（1）調査の対象となった場合には、入札日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出して頂き、事情聴取を実施します。

（2）調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体的根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断することがあります。

（3）次の表の左欄に掲げる設計金額における経費の額にそれぞれ当該右欄の割合を乗じて得た額を合算し、当該合算額に契約当事者が1.00001から1.00035までの範囲内で無作為に生成した係数（ランダム係数）を乗じた後、100分の110を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）を下回る入札は失格とする。なお、各計算の過程において生じる1円未満の端数についてはその都度、切り捨てて計算するものとする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上げ分を含む。
その他経費	70%	共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）、現場管理費及び一般管理費等の合計額

（4）次の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断されます。

- ①実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの
- ②提出された「工事費内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「積算参考資料」に記載した資料、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合
- ③下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がない場合

（5）契約締結の日から工事目的物引渡後一年を経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査時に提出された資料及び事情聴取における説明（下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。）に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、低入札価格調査時提出された資料の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。

別記様式1

行経第 号
令和 年 月 日

殿

宇佐市長 是永 修治
(担当：総務部 行財政経営課)

低入札価格調査実施通知書

令和 年 月 日に開札した別添の入札結果表に記載の工事について、低入札価格調査基準価格を下回る入札があり、下記のとおり低入札価格調査を実施しますので、通知します。

なお、注意事項には十分留意してください。

記

1. 資料の作成・提出について

入札価格により施工できる理由を示す資料（別表1）を作成し、根拠資料とともに期日までに提出してください。なお、資料の様式及び作成方法については、入札公告等を参照してください。

・ 期 日 : 令和 年 月 日 ()

2. 事情聴取について

・ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分から

・ 場 所 :

・ 出席者 : 本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細書、根拠資料について説明できる者
施工体系図に示す下請業者（施工体制、見積内容について説明できる者）

3. 書類作成及び提出時の注意事項

(1) 期限内に提出書類が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。

- (2) 提出期限以降の書類の訂正、差換え、添付書類の追加等は一切できません。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。ただし、本市等が必要な添付書類を提出するように教示した場合は、この限りではありません。
- (3) 提出された書類の返却は行いません。
- (4) 提出書類に、記載すべき事項がない場合については、当該様式に「該当無し」と記載のうえ必ず提出して下さい。
- (5) 各様式は、それぞれ・印の注意事項をよく読んで記入して下さい。また、根拠となる資料（見積書の写し、過去の取引実績等）が必要なものについては、それを必ず添付して下さい。
- (6) 工事費積算内訳書は、入札時に提出した入札金額積算内訳書の項目のうち少なくとも金額の積上げが必要な直接工事費及び共通仮設費（積上げ）の内訳明細（任意様式）を下請けや資材等の納入予定業者の見積書の写しや過去の取引実績などその根拠となる資料と合わせて提出して下さい。
- 諸経費について、金額の積上げによらず過去の実績等に基づいて一括して算出している場合には、その金額の算出根拠を示して下さい。
- (7) 当該工事に関して、下請業者への発注を予定している場合、下請予定内容報告書を作成し提出して下さい。
- 下請予定業者一覧には、下請業者名、下請施工の内容及び下請け予定額を記載して下さい。
- (8) 提出書類は、様式相互間で関連しているものが多数ありますので、様式相互間の整合を図って下さい。

別記様式2

低入札価格調査結果概要書

工 事 名	
工 事 種 別	
公告（指名通知）年月日	令和 年 月 日
開 札 年 月 日	令和 年 月 日
工 期	日
応 札 業 者 数	者
調査基準価格を下回った 業者数	者
調 査 対 象 者	
予 定 価 格 (入札書比較価格)	円 (円)
調 査 基 準 価 格 (入札書比較価格)	円 (円) (予定価格に対する割合 %)
入 札 金 額	円 (予定価格に対する割合 %)
決 定 年 月 日	平成 年 月 日
<p>○ 低入札価格調査委員会審議結果</p> <p>[</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の内容に適合した履行がされると認められる。 ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる。 <p>]</p> <p>○ 理由</p>	

別記様式3

低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

発注者 宇佐市長 是 永 修 治 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記工事については、元請けからすべての下請けに至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る市の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告します。

また、今後の支払い等についても適正に処理することを誓約します。

なお、その事実を証明するための宇佐市低入札価格調査実施要領第13条2の書類等については、工事目的物引渡の日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出（提示）及び説明します。

ただし、違反（不適切な処理を含む。）していないことの実事を証明する書類等を保存していない場合、提出（提示）できない場合又は説明（証明）できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

工 事 名 :

工事場所 :